

令和4年ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業委託仕様書

1 業務名

令和4年度ひょうご北摂・インバウンド誘客促進事業

2 実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の趣旨

阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）には、芸術文化施設や神社仏閣、貴重な里山など多彩な観光資源が多く存在している。

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「ツーリズム協議会」という。）では、コロナ禍後のインバウンドの回復を見据え、令和2年度から、ホームページやSNSを活用し、当地域の観光資源の魅力を多言語で発信してきた。

こうした中、外国人観光客の個人旅行も解禁され、今後は、当地域にインバウンド需用を取り込むため、これまで以上に効果的な観光プロモーションを行いたい。

そこで、本事業では、引き続き、多言語による情報発信を行うとともに、新たに、外国人観光客に訴求力があり、当地域への来訪機運を高める観光プロモーション企画を募集する。

4 業務内容

下記について、効果的な誘客促進事業に係る企画及び実施方法の提案を募集する。

(1) 観光プロモーション

外国人観光客に阪神北地域の魅力ある観光資源を知ってもらうため、観光施設等の写真や動画による一方的な情報発信にとどまらず、話題性のある仕掛けや工夫を講じた効果的な観光プロモーション企画を立案、実施する。

（提案例）

- ・ 阪神北地域に外国人インフルエンサーを招聘し、Youtubeで観光施設等のPR
- ・ 阪神北地域の疑似体験ができる臨場感のある演出を施したオンラインツアー
- ・ 阪神北地域の観光施設等を巡るモニターツアー 等

(2) 多言語観光情報発信

ア 公式 SNS アカウントの新規開設

(ア) 使用する言語

韓国語

(イ) 使用する媒体

Instagram、Facebook、Twitterなどを想定

イ 公式 SNS アカウントの管理・運営

(ア) Instagram

- ・ 日本語「visithanshin_jp」
- ・ 英語「visithanshin_en」
- ・ 繁体字「visithanshin_tc」

(イ) Facebook

- ・日本語「VISIT HANSHIN（兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会）」
- ・英語「VISIT HANSHIN」

(ウ) Weibo

- ・簡体字「兵庫県阪神地区旅游」 ※Weibo は必ず公式認証を取得すること

(エ) 新規開設する韓国語の SNS アカウント

ウ ひょうご北摂ツーリズムガイド HP「ぐるっとおでかけ阪神北」及び公式 SNS アカウントへ掲載する記事の作成・発信

阪神北地域の観光施設やイベント等の魅力を伝える記事を外国人向けに作成し、当地域ならではの観光情報を多言語で発信する。

(ア) 投稿頻度

令和4年12月～令和5年3月まで、毎月2投稿以上を原則とする。

(イ) 掲載場所等

a HP

日本語、英語、簡体字及び韓国語サイトの各トップページに「レポート」として掲載することとし、文字数及び写真枚数については、企画提案の範囲内とする。

- ・日本語「<https://visithanshin.jp/>」
- ・英語「<https://visithanshin.jp/en/>」
- ・簡体字「<https://visithanshin.jp/sc/>」
- ・韓国語「<https://visithanshin.jp/ko/>」

b SNS

SNS から HP への誘引を図るため、上記(2)イで運営する全 SNS 媒体において、HP に掲載する記事を簡略したものを投稿する。

なお、文字数及び写真枚数については、各 SNS の制約の範囲内で対応することとする。

5 業務にかかる補足事項

- (1) 業務は、企画・関係各所との連絡調整、取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）、編集、翻訳、校正、実施及び結果報告までを含む。
- (2) 最新の現地情報を発信できるよう、現地取材による情報収集を原則とする。ただし、事前にツーリズム協議会と協議の上、ツーリズム協議会やその他関連団体から素材提供を受けた写真の利用も可とする。
- (3) 記事の写真等については、今後、ツーリズム協議会が観光振興に資する目的で作成する PR ツール等は無償で掲載する場合があるため、写真入手の際にはこれを前提に許可を得ておくこと。
- (4) 作成する記事には必ず、ハッシュタグ（#visithanshin）をつけて発信すること。
- (5) 翻訳は必ずネイティブスタッフが行うこととし、必要に応じてツーリズム協議会が指定する固有名詞を使用しながら翻訳を行うこと。
- (6) 作成した記事については、まず日本語原稿をツーリズム協議会に提出することとし、ツーリズム協議会での内容確認が完了次第、多言語原稿の翻訳を行い、公開（※）すること。また、公開後、投稿内容に不備等があり、ツーリズム協議会から変更等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

(※) HPについては「原稿をツーリズム協議会に提出するまで」、SNSについては「原稿をツーリズム協議会に提出し、許可を受けて公開するまで」を業務とする。

(7) 業務の実施は、令和5年3月末日までに完了することとし、業務終了後はツーリズム協議会へアカウントを引き継ぐこと。なお、引き継ぎの際は、ツーリズム協議会での継続的な運営が可能となるよう配慮すること。

6 打合せ・協議

業務実施にあたっては、ツーリズム協議会と実施方法等を十分協議した上で実施すること。

また、業務の進捗に関して定期的にツーリズム協議会に報告を行い、ツーリズム協議会が求める際には、状況が分かる資料等をもって説明を行うこと。

7 成果品

成果品は下記のとおり。なお、成果品の提出場所はツーリズム協議会とする。

(1) 毎月

- ・ SNS 実績レポート（フォロワー数、閲覧数、いいね数、シェア数、エンゲージメント率等）
- ・ 実績レポートは翌月の10日までに提出。ただし、令和5年3月分については、最終実績報告書とあわせて提出。

(2) 業務委託完了時（令和5年4月6日までに提出）

- ・ 最終実績報告書（電子媒体、紙）：各1部
- ・ 本事業における制作データ（アカウント、ハッシュタグを含む）

8 その他

- (1) 契約後直ちに、ツーリズム協議会とスケジュールを協議すること。
- (2) 委託契約書、仕様書に定めのない事項は、ツーリズム協議会と協議により定める。
- (3) 本仕様書による成果品の著作権は、ツーリズム協議会に帰属するものとする。